

名古屋音楽療法工房 会員規約

第1章 名称

第1条

名古屋音楽療法工房(以下、「当団体」と呼ぶ)は有償ボランティア団体とする。

第2章 目的及び内容

第2条(目的)

当団体は、「人々(音楽療法の対象者並びに関係者)に対して音楽療法並びに音楽療法の手法を用いた活動を行い、その普及に寄与する実践活動を通し、音楽療法の普及及び地域福祉の増進といった、人々のより豊かな生活の実現に貢献する。」を理念として掲げ、個人情報保護並びにコンプライアンス(関連法令遵守)といった倫理性を持ち、「全ての人が笑顔になれる、楽しめる音楽療法を追求しながら実践、活動展開する。」ことにより、名古屋音楽療法工房の音楽療法及び活動を向上させ、地域社会に貢献することを目的とする。

(内容)

1. ホームページや広報誌による情報の発信
2. 音楽療法活動及び社会貢献活動に関する知識や情報の提供
3. 会員の持つ経験や知識、技能を生かした助言又は支援活動
4. 音楽療法に関する国内外の資料収集及び調査研究
5. 関係機関・団体との連絡・協働
6. 当団体の活動に必要な資料の作成と編纂
7. その他、当団体の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

第3条

当団体の会員は、所定の手続きを経て登録された者とする。

第4条

当団体の会員登録及び入会を希望する者は、所定の登録書を提出し、当該役員理事による選考を経て、会員として認定する。

第5条

会員で音楽療法活動に参加する者に限り、ボランティア保険に加入する。加入及び更新手続きは代表理事が一括して行う。なお、個人で加入されている場合はこの限りではない。

1. 保険料については、当団体が全額負担とする
2. 保険の更新手続きは、自動更新とする
3. 今後、音楽療法活動に参加する見込みがないと認められるとき、次年度の更新手続きは行わないが、活動を再開する際には再加入とする。

第6条

名古屋音楽療法工房の会員の有効期限は無しとする。

第7条

会員はその資格を譲渡できないものとする。

第8条

会員は、次の事由により、その資格を失うものとする。

1. 除名及び脱退したとき
2. 本人が死亡したとき
3. 解散したとき

第9条

会員で退会する者は、代表者理事に意思表示をすることで退会することができる。

第10条

会員が以下の項目に該当する場合、退会したものとみなすことができる。但し、この場合においては、その会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会員規約に違反したとき
2. 当団体の目的に反する行為があったとき
3. 当団体の名誉を傷つける、又は目的に反して運営に支障を及ぼすと認められたとき
4. 6か月(180日)以上、音楽療法活動、又はそれに付随する活動に不参加であるとき
5. 6か月(180日)以上、返信がなく、活動の意思がないと認められた場合

第4章 付則

第11条

本会員規約に定めない事項及び活動上必要な事項は、別途協議してこれを定める。

入会約款

第12条

会員の資格の取得及び認定と同時に、本会員規約を遵守することを約束します。

第13条(守秘義務)

当団体の活動で知り得た個人情報の取り扱いについて、プライバシーポリシーを遵守します。

第14条(譲渡)

活動対象者や施設職員に対して飲食物の受け渡しや金品の譲渡については、原則禁止とする。

第15条

当団体、ならびに自他含む会員や団体に対し、誹謗中傷または著しく迷惑となるような言動や行為をしないことを約束します。

第16条

故意または重大な過失により施設の設備や備品、あるいは個人の所有物等を毀損した場合は、直ちに代表理事に報告します。代表者が介入し、必要に応じて保険の適用申請等を行うが、保険の適用外だった場合、損害賠償の責に任じ、正当な損害金を支払います。

(附則)

本規約は平成24年1月2日より、施行する。

平成25年 3月 6日、一部改訂する。

平成27年 8月25日、一部改訂する。

平成28年 2月26日、一部改訂する。

平成29年 6月 6日、一部改訂する。

平成30年 3月 1日、一部改訂する。